## 

保険料は，医療保険分，後期高齢者支援金分，介護保険分の合計となります。平成29年度から法律等の改正により，軽減対象世帯が拡大されます。

平成29年度保険料率
（表1）


■法定軽減対象の基準額の変更について
低所得者の負担軽減のため，下表のとおり法定軽減（均
等割•世帯平等割のみ）の基準額が変更され，対象が拡大 されます。

| 法定軽減 | 平成 29 年度 | 平成28年度 |
| ---: | :--- | :--- |
| 5 割 | 33 万円 +27 万円 $\times$ 被 <br> 保険者数 | 33 万円 +26 万 5 千円 <br> $\times$ 被保険者数 |
| 2 割 | 33 万円 +49 万円 $\times$ 被 <br> 保険者数 | 保険者数 |

※世帯主と，国保加入者全員の合計所得金額が上表の金額以下の場合に軽減対象になります。
※被保険者数には，特定同一世帯所属者（旧国保被保険者） を含みます。
※軽減を受けるには所得の申告が必要です。
－保険料算出の例
4 人家族で 2 人が介護保険 2 号被保険者（40歳～64歳の人）に該当する場合。

| 世苗の所得 | 法定軽減 | 保険料 |
| :---: | :---: | :---: |
| 33 万円 | 7 割 | $60,840 円$ |
| 141 万円 | 5 割 | $261,290 円$ |
| 229 万円 | 2 割 | $452,430 円$ |
| 300 万円 |  | $598,150 円$ |
| 400 万円 |  | $735,430 円$ |

後期高齢者医療保険料は，全員に負担いただ
 く定額部分（均等割）と，所得に応じて負担い ただく部分（所得割）があります。
平成28年度まで，保険料の軽減措置がありま したが，平成29年4月分から軽減率が変更にな りました。
※保険料の通知は 7 月中旬に送付します。
－均等割の軽減率 7 割（変更前は 9 割）
※世帯の所得が低い元被扶養者は，均等割の軽減（ 9 割軽減， 8.5 割軽減）が受けられます。
対象 元被扶養者（制度加入の前日まで，ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人）
※国民健康保険や国民健康保険組合の加入者は除く。
－所得割の軽減率 2 割（変更前は 5 割）
4 正 対象 賦課のもととなる所得金額（※）が58万月成 円以下の人
分29（※）平成 28 年中の総所得金額等一 33 万円（基力）年 礎控除額）

保険料の納付方法など詳しくは，広報やわた 7月号でお知らせします。

## 





 ※
－
す。
園
賲
納
通
智
書
羡
紙






人 す。

す。

## せ 除



制













－問い合わせ 国保医療課•保険料収納課








 す。喿
ば
部
損
金
を
減
免
ま








70歳以上の高額療養費の上限額が変更

## 平成29年 8 月から，70歳以上の国

民健康保険と後期高齢者医療加入者 の，高額療養費の上限額が変更され ます（住民税非課税世帯は除く）。高額療養費制度とはひと月に支払った医療費が高額に なった場合，決められた上限額を超 えた額を払い戻す制度です。上限額 は個人または世帯の所得に応じて決 まります。

回変更前（平成29年7月まで）

※ 1 窓口の負担割合が 3 割の人。
※2 窓口の負担割合が 1 割または 2 割で，住民税課税世帯の人
※ 3 「＋1 \％は は総医療費が267，000円を超えた場合，超過額の $1 \%$ を加算。 ※ 4 「44，400円」は過去12カ月以内に，世帯で 3 回以上高額療養費が支給されている場合の 4 回目以降の限度額。 －問い合わせ 国保医療課

